高等専門学校評価基準(機関別認証評価) (試行的評価)

平成16年5月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

高等専門学校評価基準(機関別認証評価) 目次

	はじめに	(高	等	事門	学	校	評	価	基	準	の	性	質)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	基準 1	高等	専門	門学	校	の	目	的		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•		2
	基準 2	教育	組約	哉(実	施	体	制)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		4
	基準 3	教員			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
	基準 4	学生	のき	受 <i>入</i>		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
	基準 5		内名 準等 専攻	羊士	課	程	法		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	基準 6	教育	O F	龙 集	1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
	基準 7	学生	支捷	爰等	Ē	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	1	6
	基準 8	施設	• 1	殳佅	į	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
	基準 9	教育	の質	質の	向	上	及	び	改:	善	の	た	め	の	シ	ス	テ	厶		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
	基準10	財務			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
	•	管理			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	
																																	-
(選択的評	価事	項))	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
	基準	研究	目白	りの	達	成	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
	基準	正規	課和	呈り	外	の	教	育	サ	_	ビ	ス	の	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
	用語の解	:説	•			•	•		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	3	3

はじめに(高等専門学校評価基準の性質)

この高等専門学校評価基準は,独立行政法人大学評価・学位授与機構が学校教育法第69条の3第2項の規定に基づいて実施する,国,公,私立高等専門学校に係る機関別認証評価の試行的評価に関するものです。

高等専門学校評価基準は,教育活動を中心として,高等専門学校の活動の全般にわたる11の基準で構成されており,各基準の表題は,本評価における評価事項となっています。各基準には,大学評価・学位授与機構として,各高等専門学校において満たすことが必要と考える内容が記載されており,評価は,この基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。なお,基準は,各高等専門学校の「目的」を踏まえて評価が行えるよう配慮されています。各高等専門学校が全体として,全ての基準を満たしている場合に,高等専門学校評価基準を満たしていると判断されることになります。

このほか,高等専門学校の希望に応じて評価を実施する2つの選択的評価事項を設けており,これらは,各高等専門学校がその目的に照らして,自らが重要とみなす場合に,各高等専門学校の申請に基づいて評価を行うものです。

選択的評価事項においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、評価事項に関して各学校が有する目的の達成状況等について、基準に照らして評価することとしています。

また,基準を設定した意義・背景等を説明するものとして「趣旨」を設けています。

さらに,各基準ごとに,その内容に即して教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。各高等専門学校には,原則として,全ての「基本的な観点」に係る状況を分析,整理することが求められます。これらについては,基準を満たしているか否かを判断するための重要な要素となりますが,基準を満たしているか否かの判断は,「基本的な観点」の分析の状況及び,それに加えて,高等専門学校がその目的に照らして独自に設定する必要があると考える観点があれば,その観点の分析の状況を総合して,各評価事項における当該基準全体を単位として行うものです。

基準1 高等専門学校の目的

- 1-1. 高等専門学校の目的(高等専門学校の使命,教育活動等を行うに当たっての基本的な方針,教育目標等基本的な成果として達成しようとしている内容など)が明確に定められており,その内容が,学校教育法に規定された,高等専門学校一般に求められる目的からはずれるものでないこと。
- 1-2. 目的が,学校の構成員に周知されているとともに,社会に公表されていること。

趣旨

本評価においては,高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう,高等専門学校に対してその学校の教育活動等に関する「目的」の明示を求め,その内容を踏まえて評価を行います。この学校の「目的」とは,高等専門学校の使命,教育活動等を実施する上での基本方針,及び,教育目標等養成する人材像を含む基本的な成果として達成しようとしている内容などを言います。

各高等専門学校は,各学校が持つ設立の理念,歴史,環境条件等を踏まえた上で,その高等専門学校の機関としての「目的」を明確に定めていることが必要です。その内容は,学校教育法に定められた高等専門学校一般が果たすべき目的にはずれるものであってはならないことは当然です。また,「目的」は,教職員や学生など学内に広く周知されているとともに,社会に対して公表されている必要があります。

このことは,各高等専門学校の教育活動等を実施・発展させるとともに,その成果を適切に評価するためにも不可欠です。

なお,本評価の実施にあたっては,基準の内容に即して,各高等専門学校において,その目的を整理することが必要であり,そのことにより,各高等専門学校の個性,特徴が評価に反映されます。仮に,各高等専門学校の教育活動等にあたって,地域との連携等を目的として重視している場合には,そのことを明示することが必要です。

また,高等専門学校の運営に関する中期目標等を有しており,その達成状況等を評価内容に反映させるためには,その基本的な内容を目的として位置付け,整理・記述することが必要です。

- 1-1- 目的が具体的かつ明確に定められているか。
- 1-1- 目的が,学校教育法第70条の2に規定された,高等専門学校一般に求めら れる目的から、はずれるものでないか。
- 1 2 目的が,学校の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。1 2 目的が,社会に広く公表されているか。

基準2 教育組織(実施体制)

- 2-1. 学校の教育に係る基本的な組織構成(学科及び専攻科)が,目的に照らして適切なものであること。
- 2-2. 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され,機能していること。

趣旨

この基準は,各高等専門学校の教育に係る基本的な組織や,センター等,その他の教育活動を展開する上で必要な実施体制の状況について評価するものです。

高等専門学校がその目的を達成するために教育活動を有効に行えるよう,学科,専攻科,各種センターなどの教育組織及びその他の教育の実施体制が,その学校の目的に基づいた活動を実施する上で有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。また,学校全体,及びそれぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ,教育を展開していくためには,その運営体制が適切に整備され,機能していることが必要です。

- 2-1- 学科及び専攻科が設置されている学校にあっては専攻科が,教育の目的に沿って体系的に編成されているか。
- 2 1 センター等が設置されている場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2 2 教育課程全体を企画・調整するための体制が適切に整備され、機能しているか。
- 2-2- 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が機能的に行われているか。
- 2-2- 教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

基準3 教員

- 3-1. 教育課程を遂行するために必要な教員等が適切に配置されていること。
- 3-2.教員の採用及び昇格等に当たって,適切な基準が定められ,それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3.教員等の教育活動を評価し、改善するための体制が整備され、機能していること。

趣旨

この基準では,基準1で定められた高等専門学校の目的を達成する上で,教員の配置が, 適切であるかどうかを評価します。

学校の教育を実施する上で,個々の教員,及び教員組織の果たす役割が重要であるのは言うまでもありません。各学校には,高等専門学校設置基準に定められた要件を具備しつつ,教育の目的を達成するために必要な教員組織編成の基本的な方針に基づいて,質,量の両面において 教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。また,その前提として,教員の資格や能力を適切に評価し,これを教員組織の編成に反映させる体制が機能していることが求められます。

- 3-1- 一般科目及び専門科目を担当するために適切な教員の配置等が行われているか。
- 3 2 教員の採用基準や昇格基準などが明確かつ適切に定められ,適切に運用がなされているか。
- 3-3- 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され,機能しているか。
- 3 3 教員の教育活動に関する評価に基づき,その質の向上を図るためのシステムが整備され機能しているか。

基準4 学生の受入

- 4-1. 教育の目的に沿って,求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシー)が明確に定められ,公表されていること。
- 4-2. 入学者の選抜が,アドミッション・ポリシーに沿って適切な方法で実施され,機能していること。
- 4-3. 実入学者数が,入学定員と比較して適正な数となっていること。

趣旨

この基準では、各高等専門学校の学生の受入の状況について評価します。

高等専門学校の学生の受入の在り方は、公正かつ妥当な方法、適切な体制によって行われることはもちろんですが、その上で、各学校の教育目的にふさわしい資質を持った「求める学生」を適切に見いだす観点に立って実施されることが重要です。

このため,将来の学生を含め社会に対して,どのような目的を持って教育活動を行い, また,その教育の目的に沿って,どのような学生を求めているのか,どのような方針で入 学者選抜を行うのかなどを「アドミッション・ポリシー」として明確に定め,公表されて いることが必要です。

その上で,これらの方針に沿った入学者選抜方法が適切に実施されていることが求められます。

なお,高等専門学校の教育体制は,学生数に応じて整備されているものであり,教育の効果を担保する観点から,各高等専門学校の実入学者数は,入学定員とできるだけ合致していることが求められます。

- 4 1 教育目的に沿って,求める学生像や入学者選抜の基本方針などが記載された アドミッション・ポリシーが明確に定められ,学校の構成員に周知されている か。また,将来の学生を含め社会に公表されているか。
- 4 2 入学者の選抜がアドミッション・ポリシーに沿って適切な方法で実施されて いるか。
- 4 2 アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。
- 4 3 実入学者数が,入学定員を大幅に超える,又は下回る状況になっていないか。また,その場合には,これを改善するための取組が行われるなど,入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

基準5 教育内容及び方法

< 準学士課程 >

- 5-1. 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており,その内容, 水準が適切であること。
- 5-2. 教育課程を展開するにふさわしい授業形態,学習指導法等が整備されていること。
- 5-3. 成績評価や単位認定,進級・卒業認定が適切であり,有効なものとなっていること。
- 5-4. 人間の素養の涵養に関する取組が適切に行われていること。

< 専攻科課程 >

- 5-5. 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており,その内容, 水準が適切であること。
- 5-6. 教育課程を展開するにふさわしい授業形態,学習指導法等が整備されていること。
- 5-7. 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-8. 成績評価や単位認定,修了認定が適切であり,有効なものとなっていること。

趣旨

教育内容及び方法は、高等専門学校教育の質の保証を行う上で、根幹的な部分です。

各学校の教育内容及び方法は、高等専門学校設置基準に示された、一般的に高等専門学校に求められる内容を満たすものであると同時に、その学校の教育の目的を体現するものである必要があります。

教育課程については、教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準において適切であることが必要です。また、教育課程を展開するにふさわしい授業形態、 学習指導法等が整備されていることが必要です。

さらに,学生が取得する単位や称号は,学校が意図した教育の目的のもとで学生が獲得した知識・技術等に対して,認定・授与され,学校は組織として自らが認定・授与した単位,称号の通用性について保証することが求められています。各学校は,そのような観点から,成績評価や単位認定,修了認定を適切に実施し,学修の成果を有効なものとすることが求められます。

また,高等専門学校においては,人間の素養を涵養するための適切な取組が行われていることも必要です。

なお,本基準には,学科及び専攻科で,その特性に応じて,それぞれ別の基準が定められています。

<準学士課程>

- 5 1 教育の目的に照らして,授業科目が学年ごとに適切に配置され,内容的な体系性が確保されているか。
- 5 1 授業の内容が,全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
- 5 1 授業科目について,シラバス)が適切に整備され,活用されているか。
- 5-2- 各科目の授業形態が授業科目の目標を十分実現できるものであるか。
- 5 2 教育内容に応じて,学生の授業に対する理解を助け,意欲の増進を図るために,教材や授業方法・形態の工夫(少人数授業,情報機器を活用した授業など)がなされているか。
- 5 2 創造性を育む教育方法(PBL)など)の工夫やインターンシップ)の活用が行われているか。
- 5 3 成績評価基準や進級・卒業認定基準が組織として策定され,学生に周知されているか。
- 5-3- 成績評価基準や修了認定基準に従って,成績評価,単位認定,修了認定が適切に実施されているか。
- 5 4 教育課程の編成において,特別活動の実施など人間の素養の涵養がなされるよう配慮されているか。
- 5 4 教育の目的に照らして,生活指導面や課外活動等において,人間の素養の涵 養が図られるよう配慮されているか。

<専攻科課程>

- 5-5- 準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。
- 5 5 教育の目的に照らして,授業科目が適切に配置され,内容的な体系性が確保 されているか。
- 5 5 授業の内容が,全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている か。
- 5-5- 教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され,事前に行う準備学習, 教育方法や内容,達成方法と評価方法の明示など内容が適切に整備され,活用 されているか。
- 5 5 学問的動向,社会からの要請等に対応した教育課程の編成(インターンシップによる単位認定,補充教育体制の整備など)となっているか。
- 5 6 教育の目的に照らして,講義,演習,実験,実習などの各種授業方法・形態 が適切であるか。
- 5 6 教育内容に応じて,学生の授業に対する理解を助け,意欲の増進を図るために,教材や授業方法・形態の工夫(少人数授業,情報機器を活用した授業など)がなされているか。
- 5 6 創造性を育む教育方法(PBLなど)の工夫やインターンシップの活用が行われているか。
- 5 7 専攻科で修学するにふさわしい研究指導(技術職員などの教育的機能の活用, 複数教員指導体制や研究テーマ決定に対する指導など)が行われているか。
- 5 8 成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され,学生に周知されているか。
- 5 8 成績評価基準や修了認定基準に従って,成績評価,単位認定,修了認定が適切に実施されているか。

- 13 -

基準6 教育の成果

6-1. 教育の目的において意図している,学生に身につけさせる学力,資質・能力や養成する人材像等に照らして,教育の成果や効果が上がっていること。

趣旨

高等専門学校の教育の目的において,教育活動によって学生がどのような知識,技術,態度を身につけ,どのような人材となることを意図しているのかという点は,極めて重要です。高等専門学校の教育等に関する各種の取り組みが計画通りに行われ,実績を上げていることは重要ですが,最終的にはこれらの取り組みの成果は学生が享受すべきものであり,学校は学生が享受した,あるいは将来的に享受するであろう教育の成果を,適切な情報をもとに正確に把握しなければなりません。

- 6-1- 各学年や卒業(修了)時などにおいて学生に身に付けさせる学力や資質・能力,養成する人材像について,単位取得,進級,卒業(修了)時の状況,就職や進学といった卒業・修了後の進路の状況及び資格取得の状況などの面,あるいは卒業研究,卒業制作などの内容・水準の面から判断して,教育の実績や効果が上がっているか。
- 6 1 学生が行う授業評価結果や学習達成度評価等から判断して,学校の意図する 教育の効果が上がっているか。
- 6 1 卒業(修了)生や進路先などの関係者から,卒業(修了)生が在学時に身に 付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施している か。

また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

基準7 学生支援等

- 7-1. 学習を進める上での履修指導,学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制が整備され,機能していること。また,学生の課外活動に対する支援体制等が整備され,機能していること。
- 7-2. 学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言,支援体制が整備され,機能していること。

趣旨

学生は,高等専門学校で学習をする上で,また生活をする上で,様々な問題に直面します。学生は自らの努力のみですべての問題を解決することは困難であり,学校としての適切な支援が必要です。

学生が抱える問題としては,授業の履修,学習に関する問題,生活,就職に関する問題, ハラスメントなどが考えられ,これらの問題への相談・助言体制などの対応が要求されます。

その一方で,授業外での知識資源へのアクセスを含め,自己学習への施設・設備面での 支援や,学習者コミュニティの形成支援,経済的就学困難に関する援助などが考えられ, これらもまた,学生支援として必要な要素です。

また,留学生,社会人学生,障害を持つ学生などに対して適切な支援を行っていくこと も必要です。

これらの支援を効果的に行うためには、学生支援に関する明確な目的を設定し、質量ともに適切な人員及び施設、設備を配置し、それらを組織的に機能させることが必要となります。学生の抱える問題や、学習のためのニーズは多種多様です。特別な支援が必要な者(留学生、社会人学生、障害を持つ学生など)はもちろんのこと、一般学生も多様化しているために、学生のニーズを把握する取り組みも必要です。

- 7-1- 学習を進める上でのガイダンス等が整備され、適切に実施されているか。
- 7 1 学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。
- 7 1 自主的学習環境(自主学習スペース,図書館等)及び厚生施設,コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され,効果的に利用されているか。
- 7 1 資格試験や検定試験受講,外国留学のための支援体制が整備され,機能しているか。
- 7 1 特別な支援が必要な者(留学生や編入学生,社会人学生など)に対する学習 支援体制が整備され,機能しているか。
- 7 1 課外活動,学生会等の学生の組織的活動に対する支援体制が整備され,機能 しているか。
- 7 2 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され,機能 しているか。
- 7 2 特別な支援が必要な者(留学生,障害を持つ学生など)への生活面での支援 が適切に行われているか。
- 7-2- 学生寮が学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。
- 7-2- 進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。

基準8 施設・設備

- 8-1. 教育課程に対応して施設,設備が整備され,有効に活用されていること。
- 8-2. 図書,学術雑誌,視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

趣旨

この基準では,高等専門学校の目的及び目的に沿って編成された教育課程の実現に必要とされる施設・設備が,学生,教員,職員等の関係者の利用のために十分に整備され,機能しているかどうかを評価します。

教室,研究室,実験・実習室,演習室,情報処理学習のための施設,語学学習のための施設については,それらが講義等に使用される場合には,使用する学生数,教育内容,教育方法等を検討し,それが必要とされる能力(収容力,性能等)を有し,また有効に活用されていなければなりません。また,学生による学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集され,かつ実用に供していなければなりません。これらは同時に,学校の有する資産として,メンテナンスやセキュリティについても管理されていなければなりません。

- 8-1- 学校において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備(校地,運動場,教室,研究室,実験・実習室,演習室,情報処理学習のための施設,語学学習のための施設,図書館等さらには職業教育のための練習船等の設備等)が整備され,有効に活用されているか。
- 8 1 教育内容,方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され, 有効に活用されているか。
- 8-2- 図書,学術雑誌,視聴覚資料等が適切に整備され,有効に活用されているか。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1. 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2. 教員の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

趣旨

教育等の目的を達成するためには,教育の質の向上や継続的改善が必要となります。そのためには,教育の状況について点検・評価し,その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備されており,実際のその取組が行われ,機能していることが求められます。仮に現状のままでも十分に教育目的を達成することが予想される場合においても,外的環境の変化等への対応として,学校内外の関係者の意見を採り入れた評価を行うことが必要です。

また,この基準では,教材,学習指導法に係る研究開発が適切に行われているか,ファカルティ・ディベロップメント)が適切に行われているかなど,基準1に定めた高等専門学校の目的に沿って,不断に適切な教育活動の質の維持・向上を図る仕組みが整備され,適切に機能しているかを評価します。

- 9-1- 教育の状況について,評価を適切に実施できる体制が整備され,機能しているか。
- 9-1- 授業評価や満足度評価,学習環境評価等,学生の意見の聴取が行われており, 学生による評価結果が教育の改善に反映されているか。
- 9-1- 評価結果を教育の質の向上,改善に結び付けられるようなシステムが整備され,教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じられているか。
- 9-1- 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。
- 9 2 ファカルティ・ディベロップメントについて,組織として適切な方法で実施 されているか。
- 9 2 ファカルティ・ディベロップメントが,教育の質の向上や授業の改善に結び ついているか。

基準10 財務

- 10-1. 学校の目的を達成するために,教育活動等を将来にわたって適切かつ 安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2. 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として,適切な収支に関する計画等が策定され,履行されていること。

趣旨

高等専門学校の活動は財務の裏付けがなければ成立しません。教育活動等を組織として 将来にわたって適切かつ安定的に提供するためには 安定した財務基盤が必要になります。 また,高等専門学校は各種財源から収入を得て,それを管理し,学校の目的に応じて配 分しますが,その際には,明確な計画,配分の方針等が設定され,履行されていなければ なりません。

- 10-1- 学校の目的に沿った教育活動等を,将来にわたって適切かつ安定して遂行するために必要な資産を有しているか。また,経常的収入が確保されているか。
- 10-2- 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として,適切な計画等が策定され,関係者に明示されているか。
- 10-2- 学校の目的を達成するため,教育活動(施設・設備の整備を含む)に対し, 校内において明示された方針に基づいて適切な資源配分がなされているか。

基準11 管理運営

- 11-1. 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され,機能していること。
- 11-2. 学校の目的を達成するために,外部有識者の意見が適切に学校運営に 反映されていること。
- 11-3. 教育及び研究,組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ,その結果が公表されていること。

趣旨

高等専門学校が教育等の目的の達成に向けて組織として機能するためには,管理運営組織が教育等の活動を支援,促進させるために有機的に機能しなければなりません。各構成員の責務と権限が明確に規定され,滞りなく効果的な運営がなされる必要があります。また,外部有識者の意見が反映され,組織として効果的な意思決定がなされる必要があります。

また,高等専門学校は,学校教育法及び高等専門学校設置基準等において,自ら点検及び評価を行うことが定められています。基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」では,教育活動の改善システムを評価しますが,本基準においては,学校全体の活動及び活動の成果に関して自ら対象となる項目を設定し,自己評価を行い,継続的に改善を行うための体制が整備され,機能していること,そして自己評価の結果が公表されていることを評価します。

- 11-1- 学校の目的を達成するために効果的な意思決定が行える態勢となっているか。
- 11-1- 校長の補佐体制が整備され,機能しているか。
- 11-1- 管理運営のための組織並びに事務組織が学校の目的を達成するために適切な機能を果たしているか。
- 11-1- 管理運営の諸規定が整備されているか。
- 11-2- 外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。
- 11-3- 自己点検・評価(や第三者評価)が教育及び研究,組織及び運営並びに施設及び設備等の総合的な状況に対して適切に行われ,かつ,それらの評価結果が公表されているか。
- 11-3- 評価結果によって具体的な改善を行うシステムが整えられ,機能しているか。

_	26	_
	20	

選択的評価事項

独立行政法人大学評価・学位授与機構の行う認証評価は,主として高等専門学校が正規の課程における教育活動及びそれを支援する活動を対象としています。しかし,これで高等専門学校のすべての活動を包含しているわけではありません。高等専門学校にとって研究活動は,教育活動とともに主要な活動の一つです。さらには,知的資産を有する高等専門学校は,社会の一員として,地域社会,産業界と連携・交流を図るなど,教育,研究の両面にわたって知的資産を社会に還元することが求められており,実際にそのような活動が広く行われています。

そこで、「評価結果を各高等専門学校にフィードバックすることにより、各高等専門学校の教育活動等の改善に役立てること」「高等専門学校の教育活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと」という評価の目的に鑑み、基準11までの正規課程における教育活動及びそれを支援する活動以外の各種の活動を評価するための枠組みとして、「研究目的の達成状況」と「正規課程以外の教育サービスの状況」の2つの基準を選択的基準として設定しました。この選択的基準は、高等専門学校が行う活動が学校の目的に照らして学校自らが重要とみなす場合に限り、高等専門学校の申請に基づき選択的基準として評価を行います。

なお,選択的評価事項は,他の基準とは異なり,満たしているかどうかの評価ではなく, 評価事項に関して各学校が有する目的の達成状況等について 基準に照らして評価します。

「研究目的の達成状況」では高等専門学校で行われる研究活動及びそれを支援する活動が対象となり、高等専門学校が有する研究目的が達成されたか否かによって評価されます。高等専門学校の研究活動から派生した産業界との研究連携や 地域貢献等の社会的効果は,この基準に該当する活動です。一方,「正規課程以外の教育サービスの状況」は,正規の学生以外を対象とした教育活動及びそれを支援する活動が対象となり,高等専門学校が有する教育サービスの目的が達成されたか否かによって評価されます。公開講座の実施,学校(施設)開放など,広く高等専門学校が有する資産を正規学生以外に提供する活動が,この基準に含まれます。

基準 研究目的の達成状況

研究の目的を達成するため必要な体制が整備され,機能しており,研究 目的に沿った活動の成果が上がっていること。

趣旨

高等専門学校は,大学や短大と並ぶ高等教育機関として,「知」の時代における現代社会に対して,個性ある多様な人材の供給に,独自の貢献を果たしています。各高等専門学校における研究活動は,その教育の質を保障する上での,重要な手段として位置づけられているとともに,日本の各地域に設置されている高等専門学校は,それぞれの地域において,重要な知的情報の発生源でもあり,研究活動を通して地域に貢献することへの期待もあります。

各高等専門学校においては、それぞれの置かれた状況に応じて、研究目的やそれを実施するための方策を掲げており、ここでは、高等専門学校における研究目的に沿った実施体制や、その成果等について評価を行います。

- 1 研究の目的に照らして、研究体制が適切に整備され、機能しているか。
- 1 研究の目的に沿った成果が上げられているか。
- 1 研究活動等の実施状況や問題点を把握し,改善を図っていくための体制が整備され,機能しているか。

基準 正規課程以外の教育サービスの状況

学校の目的に照らして,正規課程以外の教育サービスが適切に行われ, 成果を上げていること

趣旨

高等専門学校は,現代社会において,社会の各分野で活躍できる優れた人材の養成をは じめ,社会の高度化・複雑化に伴う職業能力向上のニーズ,国民のゆとりや価値の多様化 に伴う幅広い年齢層における生涯学習ニーズの高まり,地域貢献への要請などに対応し, 体系的かつ継続的な学習の場として,より社会に開かれた学校となることが求められてき ています。各学校は,実際に,これらのニーズや学校の置かれた状況を踏まえ,社会に対 して様々な教育サービスを実施しています。

正規の課程に在籍する学生以外の者に対する教育活動及び学習機会の提供には,科目等履修生制度,聴講生制度,公開講座,資格関係の講座,各種の研修やセミナーの開設等の教育活動のほか,図書館開放のような学習機会の提供などが挙げられます。このほかにも各学校において様々な活動が行われていますが,どのような活動を評価対象とするかは,学校の設定した教育サービスの目的の内容に拠ります。

この基準では教育サービスの目的が達成されたかについて,目的と計画の周知,計画に基づく実際の活動内容,成果,さらに改善のためのシステムを観点として評価を行います。

- 1 教育サービスの目的に照らして,公開講座等の正規課程以外の教育サービスが計画的に実施されているか。
- 1 サービス享受者数やその満足度等から判断して,活動の成果が上がっているか。

	$^{\circ}$	
-	~ /	_

用語の解説

(本文中,)印の付されている用語の説明)

【アドミッション・ポリシー】(8頁)

受験生に求める能力,適性等についての考え方や入学者選抜の基本方針をまとめたもの。

【シラバス】(11頁)

各授業科目の詳細な授業計画。一般に、大学の授業名、担当教員名、講義目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるもの。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。

【インターンシップ】(11頁)

学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度。

【PBL】(11頁)

Problem based Learning または Project based Learning の略で,実社会で役に立つプロジェクト課題を学生にグループ単位で与え,その課題を達成するためのアイデアの創出,計画立案,実現等を学生自身に遂行させることにより,学生の学習意欲,知識の活用能力,計画立案・遂行能力,ディベート能力,プレゼンテーション能力,組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法。

【ファカルティ・ディベロップメント】(20頁)

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。FDと略して称されることもある。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。